

報道資料（第5報）

宮崎県えびの市における口蹄疫疑似患畜の確認に伴う県の対応について

本日（5月5日）、宮崎県えびの市で口蹄疫疑似患畜（国内22例目）が確認されました。

今回、人吉球磨地域の移動制限区域、搬出制限区域は変更されません。

県としては、消毒ポイントにおいて、これまで同様関係車両の消毒を実施するとともに、あらためて県内の全関係畜産農家に対して防疫対策の周知徹底を行います。

1 移動制限区域、搬出制限区域について

今回は、移動制限区域、搬出制限区域は変更されません。

2 本県における今後の対応

1) 消毒ポイントについて

現在5ヶ所で実施している消毒ポイントについては、引き続き実施。

2) 畜産農家への防疫対策の周知徹底

・直ちに人吉球磨地域の関係畜産農家（約1,000戸）に対し、防疫対策の徹底を求める「チラシ」を配布

・その後、熊本県内の牛・豚等の関係畜産農家全戸（約4,300戸）に、畜産関係者が畜舎に立ち入る際に消毒の徹底を求める「張り紙（耐水性あり）」を配布

※ えびの市での発生は今回で2例目となります。

【参考】

口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の肉や牛乳が市場に出回ることはあります、万が一感染牛の肉や牛乳を摂取しても人体に影響はありません。

問い合わせ先
畜産課 堀、鬼塚
内線（5421）

畜産関係者の皆様へ

こうていえき
近隣県で口蹄疫が発生しています。

口蹄疫は牛や豚、羊、やぎなどの動物の病気であり、人に感染することはありませんが、非常に感染力が強く、まん延すると畜産業に大きな影響を及ぼすため、現在関係者が**全力でまん延防止策を講じています。**

このため、以下のような点に十分に注意しましょう。

畜産関係者に特にお願いしたいこと

- 口蹄疫の発生地には近づかないようにしましょう。
 - 農場の出入りの際には、車両、長靴、作業服などの消毒を徹底しましょう。
 - 畜舎への出入りは、最小限の関係者にし、入りした場合は消毒を徹底しましょう。
 - 他農場や畜産関係施設への訪問はできるだけ控えましょう。
やむを得ず訪問する場合には、消毒を徹底しましょう。
 - 食品残さを飼料にする場合には、十分に加熱しましょう。
 - 家畜の健康状態をよく観察し、異常を見つけたら早期に獣医師や家畜保健衛生所に連絡しましょう。
-
- ※ 感染した動物の肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染した動物の肉を食べても人に感染することはありません。
 - ※ まん延防止のため、牛や豚、羊、やぎなどに接触する場合には、その前後に十分に手洗いと消毒を行いましょう。

経営安定対策の要件緩和・特例措置

1. 肉用子牛生産者補給金制度（要件緩和）

（1）事業の目的

肉用子牛の価格が低落し、保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付することにより、肉用子牛の生産安定を図る。

（2）事業の内容

宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県において、肉用子牛を譲り受けで飼養する場合（乳用種育成経営等）の飼養開始月齢の要件を満2ヶ月齢から満4ヶ月齢未満に緩和

（3）事業実施主体 都道府県団体

2. 肉用牛肥育経営安定特別対策事業[新マルキン]（要件緩和・特例措置）

（1）事業の目的

肉用牛肥育経営の収益性が悪化した場合に、生産者の拠出と国の助成により造成した基金から、粗収益と生産費との差額の8割を補てんすることにより、肉用牛肥育経営の安定を図る。

（2）事業の内容

① 宮崎県、鹿児島県、熊本県及び大分県内の肥育農家については、登録月齢の期限を14ヶ月齢から16ヶ月齢に緩和

② 移動・搬出制限区域内の肥育農家については、生産者拠出金を免除

（3）事業実施主体 都道府県団体

3. 養豚経営安定対策事業（特例措置）

（1）事業の目的

豚枝肉価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、肉豚生産者に対して、その差額の8割を補てんすることにより、養豚経営の安定を図る。

（2）事業の内容

移動・搬出制限区域内の肉豚農家については、生産者拠出金を免除

（3）事業実施主体 都道府県団体、養豚農家

（1の事業）
担当：生産局畜産部食肉鷄卵課（富澤、佐藤）
代表：03-3501-8111（内線 4941）
（2、3の事業）
担当：生産局畜産部畜産企画課（関村、桑原、浦嶋）
代表：03-3501-8111（内線 4890）

（注）下線部を4月23日に措置。うち二重下線を本日措置。

「口蹄疫」発生に伴う防疫等対策の実施について

平成22年4月20日、宮崎県都農町の畜産農家で「口蹄疫」の疑似患畜が、さらに、周辺農場で次々に新たな疑似患畜が発見されるなど、中・長期化する状況にある。

宮崎県においては、家畜伝染病予防法に基づく防疫措置等に全力を傾注しており、九州・山口各県においても、防疫体制をとり感染防止対策等を実施している。

一方、農業団体は、まん延防止のための移動自粛や、家畜市場の休止などの対応をとっている。

このように、官民一体となって県内での感染防止対策等に全力を挙げて取り組んでいるが、国においても「口蹄疫」の早急な原因究明やまん延防止に努めるとともに、経営悪化が懸念される農業者に対する支援策を講じるよう下記のとおり要望する。

記

1 迅速なまん延防止対策の実施

- (1) 口蹄疫が他地域にまん延しないよう、国としても、迅速な防疫対策を講じるとともに、感染を封じ込めるための迅速な初動防疫その他必要な防疫措置に關し、あらゆる支援を行うこと。
- (2) 口蹄疫の感染源と侵入経路を速やかに特定し、まん延防止対策を講じること。

2 的確な予防措置の実施

口蹄疫のまん延を未然に防ぐため、発生県以外の畜産農家も早急に消毒を行う必要があり、消毒剤の安定確保を図るとともに、消毒剤購入経費について国の全額助成措置を講じること。

3 影響を受けた農業者への経営支援

- (1) 移動・搬出制限はもとより、延期または中止された家畜市場に出荷を予定していた農業者に対して、滞留する牛・豚への飼料等の助成措置を講じること。
- (2) 家畜疾病維持資金及び農林漁業セーフティーネット資金の無利子化を図るとともに、これら金融支援措置の対象に、生活関連資金や延期または中止された家畜市場に出荷を予定していた農業者や発生県からの搬出の自粛を行った農業者まで含めること。
- (3) 家畜伝染病予防法に基づくと殺、殺処分又は病性鑑定等により殺された口蹄疫疑似患畜のへい殺畜等手当金の額を、評価額の「5分の4」から「全額」とするほか、口蹄疫を疑い病性鑑定を行った結果、感染が否定された場合における、その間の生乳の廃棄費用に対する補償など、これ以外の支援措置についても、必要かつ十分な対策を講じること。

4 経営安定対策の要件緩和・特例措置

移動・搬出制限区域以外でも、家畜市場の延期または中止により出荷できない場合については、以下の措置を講じること。

- (1) 肉用子牛生産者補給金の登録要件である月齢「2ヶ月齢未満」を延長すること。
- (2) 肉用肥育経営安定対策事業の登録要件である月齢「14ヶ月齢未満」を延長すること。

5 風評被害防止対策の実施

消費者が国産食肉等の購入を控えないよう、的確な風評被害防止対策を講じること。

6 財政措置

口蹄疫の発生に伴い、県や関係機関・団体が要した経費について、特別交付税措置を含む、十分な財政措置を講じること。

平成22年5月6日

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞